宗像市文化芸術活動事業補助金の見直しに関する検討

1. 補助金の原資

宗像市元気なまちづくり基金 運用根拠:宗像市元気なまちづくり基金条例(平成22年12月27日)

目的

《1》市民との協働の推進 **《2》文化芸術の振興** 《3》世界遺産の保存及び活用の推進 《4》青少年国際交流の推進

概要 積み立てた基金を保有しており、運用益(利息等)が上記の4つの事業に割り当てられている

ポイント 毎年予算を割り当てられているため、文化芸術の振興のために使い切るぐらいが望ましい(=目的の達成が必要)

での基金の活用

2. 文化芸術の振興 **宗像市文化芸術活動事業補助金**を運用している

運用根拠:宗像市文化芸術活動事業補助金交付要綱(平成23年3月22日制定→平成29年4月27日改訂)

目的 文化芸術の振興

(1)新たな塑像性のある文化芸術事業 <u>(2)地域伝統文化継承及び及び活用事業</u>

交付要綱第2条(補助対象団体)では「宗像市文化芸術振興条例第2条第5号に規定する民間団体等~」との規定がある 対象

■━━「民間団体等とは**市民活動団体、企業、学校等**をいう。」

<u>ポイント</u> 補助金の交付決定の審査については、(1)については当審議会のみの審査でいいが、(2)については宗像市文化財保護審議会の承認後、当審議会でも承認する必要がある

3. 課題の整理 (協議ポイント) 1)文化芸術の振興において、アーティストや団体等の「支援」とは?

①補助金として「資金」を取得できる機会を作る(補助金の運用)

パターン1) 少ない対象に大きな金額が交付される(例:現状の上限70万円を2~3の対象に交付)

パターン2)より多くの対象に小さな金額が交付される(例:1~5万円程度を30~100の対象に交付)

忘れてはならない ポイント



②アートコーディネート、情報発信など、市側のマンパワーによる支援を行う

その活動内容が 市民に何らかの 恩恵を与えること

2)補助金を交付するかたちで支援を行う場合、その交付対象となるのは?

③団体等を対象とする

文化芸術を・・・ 知る 鑑賞する 体験する

創出する

④個人及び団体等を対象とする

作り手となる などの機会を

3) 文化芸術事業の対象は?

⑤現状どおり、新たな塑像性のある文化芸術事業を対象とする

交付方法1)現状どおりスタートアップ支援を目的とする(1回のみ交付可能で、最大連続した3年間。ただし、「新しさ」についての内容は変更する必要あり)

交付方法2)継続支援を目的とする(例:回数制限なしで、毎年でも申請可能など。また内容も無理に新しくする必要がない)

⑥文化芸術事業の内容を再検討する

4)補助金の運用の分割をするか?

⑦現状どおり、文化芸術事業と地域伝統文化継承活用事業の両方を同じ要綱で運用する

⑧文化芸術事業と地域伝統文化継承活用事業の要綱を分ける